

全国健康関係主管課長会議

健康局 総務課

原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「**特殊の被害**」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。

被爆者の範囲 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳所持者数17.4万人】

- ① 当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人 【**平均年齢80.86歳**】
- ② 2週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った人 (平成28年3月末現在)
- ③ 被爆者の救護等に従事した人
- ④ 当時これらの胎児であった人

援護措置 【1,325億円(平成29年度予算(案))】

1 **医療の給付(医療費の無料化)** 【313億円】

2 **各種手当の支給** 【873億円】

健康管理手当(月額:34,300円)【支給対象者 約14.6万人(平成28年3月末現在)】(被爆者の約84%が受給)
医療特別手当(月額:139,460円)【支給対象者 約8,500人(平成28年3月末現在)】など ※手当額は平成28年度の額

3 健康診断の実施(年4回まで受診可能)

4 福祉事業の実施(介護保険サービス利用料への助成(居宅生活支援)、原爆養護ホーム事業など)

原爆症の認定 → 認定を受けた者には**医療特別手当(月額139,460円)**を支給 【**支給対象者 約8,500人**】
(平成28年3月末現在)

被爆者の疾病について①**原爆放射線に起因し**、②**現に医療を要する状態**にあるかを認定
: **原子爆弾被爆者医療分科会**にて専門的な観点から客観的に審査し、**厚生労働大臣が認定**

原爆被爆者対策予算 平成29年度予算額(案)

事 項	平成28年度 予 算 額	平成29年度 予算額(案)	備 考
	億円	億円	億円
原爆被爆者対策費	1,362	1,325	
(1) 諸手当等	881	873	
(2) 医療費等	365	341	
(3) 保健福祉事業等	66	68	
(4) 原爆死没者追悼事業等	6	7	
(5) 調査研究等	43	36	<ul style="list-style-type: none"> 改 被爆体験者への医療費助成対象疾患への脳血管障害追加 0.4 改 被爆者保養施設の修繕費等への補助 0.2

注) 各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

長崎PTSD事業(被爆体験者精神影響等調査研究事業)

29年度予算額(案)
795,489千円(820,912千円)

- 「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」報告書(H13.8)で、被爆体験が精神上の健康に悪影響を与えることが報告されたことから、第2種健康診断特別区域において、被爆体験が原因の精神疾患(PTSD等)及びその合併症について医療費を支給(H14年度～) ※H27末対象者数:6,690人(長崎県在住者のみ)

給付対象の疾病等

主要疾患(PTSD等)

PTSD、うつ病、パニック障害、不眠症、アルコール依存症 等

+

合併症

狭心症、心筋梗塞、不整脈、本態性高血圧、ぜん息、慢性胃炎、関節炎、慢性関節リュウマチ、糖尿病、甲状腺機能亢進症、アレルギー性鼻炎、更年期障害 等

H28年度より認知症を追加

H29年度より脳血管障害を追加予定

対象外の主な疾病

- ・ がん
- ・ 糖尿病の合併症(腎症、白内障等)
- ・ 肺炎
- ・ 貧血
- ・ 高脂血症
- ・ 関節症

第2種健康診断特別区域

原爆投下当時に居住していた場合、年1回の健康診断を受けられる地域

※長崎県庁ホームページ参照

原爆症認定にかかる原則6ヶ月以内審査の達成状況について

○原爆症認定審査の迅速化について

- ・平成27年8月の広島・長崎の原爆式典の際に、総理から、被爆者の高齢化の現状を踏まえ、「1日も早く認定がなされるよう、原爆症の認定審査を迅速化する」ことを表明し、また、厚生労働大臣からは「今後は、原則6ヶ月以内で審査を行う」ことを約束。
- ・平成27年9月29日付事務連絡により各都道府県、広島市、長崎市あて審査の迅速化への協力を依頼。
- ・平成28年8月の広島・長崎の原爆式典の際に、総理及び厚生労働大臣より、「迅速な原爆症の認定審査に引き続き取り組む」ことを表明。

平成27年8月～平成28年3月申請分の審査処理の進捗状況(平成28年9月末時点)

申請件数 (件)	審査結果通知済み (6ヶ月以内)	資料照会等により 6ヶ月を超えたもの	特段の理由無く 6ヶ月を超えたもの
921	835	86	0

約9割について
6ヶ月以内を達成

引き続き迅速な審査に御理解、御協力をお願いいたします。

原爆諸手当一覧

平成29年度の医療特別手当等の支給単価については、平成28年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が△0.1%となったことにより、引き下げとなります。(平成29年4月から改定予定)

手当の種類	平成29年度支給単価 (予定)		支給要件	受給者数 (平成28年3月末現在)	
医療特別手当	月額	139,330 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	8,511人	
特別手当	月額	51,450 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	1,622人	
原子爆弾小頭症手当	月額	47,950 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	19人	
健康管理手当	月額	34,270 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	145,740人	
保健手当	月額	一般	17,180 円	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人 身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	3,578人
		増額	34,270 円		
介護手当	月額	重度	105,130 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	16,414人
		中度	70,080 円以内		
家族介護手当	月額	21,870 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	16,196人	
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	9,174人	